諮問番号:平成30年度諮問第6号

答申番号:令和元年度川行審答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
- (1)審査請求の趣旨

川崎市長が審査請求人に対して行った、平成30年度市民税・県民税税額決定・納税通知書における充当処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人は、住民税の全免申請をしたいのに、本件処分があり、充 当額が返却されないことについて不服であり、本件処分の取消しによ り、充当額相当が返却されることを求める。

イ 審査請求人は失業中で生活困窮中である。そもそも、充当する仕組み は考えさせられる。審査請求人は毎年全免ないし減免を受けていて、今 年だけ充当した額があり、充当するのは生活するうえで、無給の今、大 変厳しい。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方 本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件審査請求の争点

本件審査請求において、審査請求人は、住民税の全免申請をしたいのに、本件処分があり充当額が返却されないことが不服であるとし、本件処分の取消しにより充当額相当が返却されることを求める旨述べている。

また、これと併せて、審査請求人は失業中で生活困窮中であるとし、 充当する仕組みは考えさせられると述べるとともに、充当するのは生 活する上で大変厳しい旨述べている。

審査請求人のこれらの主張のうち1点目については、審査請求人に

対する減免が充当より先に行われていれば、平成30年度の市民税・県 民税の税額はないこととなり、特別徴収された配当割額については充 当先がなくなるのであるから、結果として審査請求人にその全額が還 付されるものであるとの趣旨と解することができる。

また、2点目については、処分庁が充当を行うに当たっては、納税義 務者の生活状況に配慮すべきであるとの趣旨と解することができる。

そこで、本件審査請求においては、処分庁は法令の規定に従い適正な順序及び方法により充当を行ったのか、また、処分庁が審査請求人に対し減免を行わなかったことについて違法又は不当な点はなかったかの二つが争点になると考えられる。

イ 充当について

上場株式等の配当等については、その支払の際に配当割の特別徴収が行われることとされており、当該配当所得については、原則として市町村民税及び道府県民税の申告を要しないものとされている。しかし、市町村民税及び道府県民税の申告又は所得税等の確定申告において当該配当所得を申告した場合には、当該配当所得に係る配当割額を所得割の額から控除することで精算が行われるようになっている。

また、市町村長は、納税義務者に、均等割額のみで所得割額がなく、 控除することができなかった金額(以下「控除不足額」という。)がある場合においては、当該納税義務者の当該年度分の個人の道府県民税 又は市町村民税の賦課決定後、納税通知書を発する前に、当該控除不足 額を当該個人の道府県民税又は市町村民税に充当するものとするとさ れている。

本件においては、審査請求人が平成29年中に上場株式等の配当の 支払を受ける際に、配当割として5,380円の特別徴収が行われてい る。

地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の9第1項及び法第37条の4の規定に従えば、所得割額から当該配当割額を控除することとなるが、平成30年度の市民税・県民税の税額の算定上、審査請求人には所得割の課税がないこととなったため、控除を行うことができず、当該配当割額はそのまま控除不足額となっている。

そこで、処分庁は、審査請求人には所得割の課税がないことから、平成30年度の市民税・県民税の税額については均等割のみとする賦課決定を行い、その上で、法第314条の9第2項及び第3項並びに地方

税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「法施行令」という。) 第48条の9の3第1項の規定に基づき、上記賦課決定後、本件納税通 知書を発する前に、当該控除不足額を均等割の5,300円に充当して いる。

この点、審査請求人は、失業中で生活が困窮しており、充当は生活する上で大変厳しい旨の主張を述べている。

しかし、上記のとおり、納税義務者に控除不足額があり、当該納税義務者に納付すべき個人の道府県民税、市町村民税等があるときにおいては、市町村長には充当を行う義務が課されており、市町村長が充当を行うに際し当該納税義務者の意思を確認することや個々の生活状況に配慮することを求める規定は、法及び法施行令上存しない。

したがって、処分庁が行った充当については、法及び法施行令の規定 に従い、適正な順序及び方法により行われたものということができる。 ウ 減免について

法第323条本文の規定に基づき定められた川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第34条第1項は、市民税の納税者で、当該年において所得が著しく減少した者又は前年中の所得が規則で定める金額(所得限度額)以下の少額所得者で生活が困難と認められる者(同項第3号)等に該当すると認められる場合においては、その申請により市民税を減免することができる旨規定している。

この点、そもそも減免とは、納税義務の免除をいい、租税債権者としての国又は地方団体が、一方的な意思表示により、いったん成立した納税義務を解除し、それを消滅させることをいうとされている。

そこで、個人の市町村民税及び道府県民税の納税義務はいつ成立するのかが問題となるが、個人の市町村民税及び道府県民税については、 賦課期日時点において当該市町村に住所を有する者を納税義務者とした上で、市町村長が当該納税義務者のその年度における税額を算定して賦課決定を行い、納税の告知をすることによって、当該納税義務者に係る租税債権を確定させるという仕組みになっている。

すなわち、納税通知書により、徴収決定した税額の通知とその税額の 履行の請求がなされることで、送達を受けた当該納税義務者に具体的 な納税義務が成立するものと解することができる。

したがって、この段階に至ることによって初めて、いったん成立した 納税義務の免除が可能になるのであるから、具体的な納税義務がいま だない段階においては、これを解除し、消滅させることはできないもの である。

川崎市の市民税・県民税減免事務取扱要領(平成13年6月7日川財 指第9号財政局長通知)の「減免申請書は、賦課決定処分ごとに提出さ せる。」との規定もこの考えを前提にしているものと解することができ る。

本件においては、処分庁は、審査請求人に対して課する平成30年度の市民税・県民税の税額について、均等割額の5,300円のみとする賦課決定を行い、その上で控除不足額5,380円のうち5,300円を当該均等割額に充当している。これにより均等割については収納があったと同様の効果が生じ、結果として課される税額がなくなっている。

そして、審査請求人に送達された本件納税通知書の「この通知書で納付する普通徴収税額」の欄に「0円」と記載がされているとおり、審査請求人には、具体的な納税義務が成立しなかったと解することができる。

したがって、審査請求人については、減免を行うことで解除し、消滅させる具体的な納税義務がなかったのであるから、そもそも減免を申請することはできないのであって、減免を求める審査請求人の主張には理由がない。

エ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由 となる点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 裁決についての考え方 本件審査請求は棄却されるべきである。
- 2 理由

上記第2 2(2)と同様

第4 調査審議の経過

平成31年 2月 4日 諮問の受付

同年 3月12日 第1回審議

同年 4月25日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について 本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

次の理由により、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(1) 本件審査請求の争点

本件審査請求において、審査請求人は、減免が充当より先に行われていれば、市民税・県民税の税額はないこととなり、充当先がなくなるのであるから、その全額が還付されること、また、充当を行うに当たっては、納税義務者の生活状況に配慮すべきであることの二点を主張していると解することができる。

そこで、本件審査請求においては、処分庁は法令の規定に従い適正な順序及び方法により充当を行ったのか、また、処分庁が審査請求人に対し減免を行わなかったことについて違法又は不当な点はなかったかが争点になると考えられる。

(2) 充当について

審査請求人に対しては平成29年中に配当割として5,380円の特別徴収が行われており、当該配当割額は所得割額から控除することとなるが、審査請求人には所得割の課税がなく控除を行うことができないため、当該配当割額は控除不足額となっている。

法及び法施行令の規定により、納税義務者に控除不足額があり、納付すべき個人の市町村民税等があるときは、市町村長には、充当を行う義務が課されており、充当を行うに際し当該納税義務者の生活状況に配慮することを求める規定は、法及び法施行令上存しない。

したがって、処分庁が行った充当は、法及び法施行令の規定に従い、適 正に行われたものということができる。

(3) 減免について

減免とは、納税義務の免除をいい、市町村等が一方的な意思表示により、いったん成立した納税義務を解除し、それを消滅させることをいうとされている。納税義務は、納税通知書により、税額の通知とその税額の履行の請求がなされることで成立すると解することができ、この段階に至ることによって初めて、納税義務の免除が可能になるのであるから、具体的な納税義務がない段階においては、これを解除し、消滅させることはできないものである。

本件においては、処分庁は審査請求人に対する平成30年度市民税・県民税について、均等割額のみの賦課決定を行い、その上で、控除不足額の5,380円のうち5,300円を当該均等割額に充当している。これにより、結果として課される税額がなくなっており、本件納税通知書の「この通知書で納付する普通徴収税額」の欄に「0円」と記載されているとおり、審査請求人には、具体的な納税義務が成立しなかったと解することができる。

したがって、審査請求人には、具体的な納税義務がなかったのであるから、そもそも減免を申請することはできないのであって、減免を求める審査請求人の主張には理由がない。

(4) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員(部会長)安 冨潔委員髙 岡香委員葉 裕 子